



# 宮 崎 県 公 報

令和6年9月5日(木曜日) 第541号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

告 示	頁
○産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の縦覧…(循環社会推進課) 1	
公 告	

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 1	
教育委員会告示	
○宮崎県指定史跡の一部指定解除…………… 2	
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示…………… 2	

## 告 示

### 宮崎県告示第 480号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)第 15条第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和6年9月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
株式会社山口運送  
宮崎市高岡町花見字中水流1945番地1  
株式会社山口運送 代表取締役 山口登吉
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
東諸県郡国富町大字三名字下松尾3364番1の一部、3364番39の一部、3364番40の一部、3364番44の一部
- 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
  - がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
  - 金属くず
  - ゴムくず

- ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 申請年月日  
令和6年6月21日
- 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県環境森林部循環社会推進課及び宮崎県中央保健所並びに国富町町民生活課
  - 期間  
令和6年9月5日から令和6年10月7日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 意見書の提出先及び期間
  - 提出先  
宮崎県環境森林部循環社会推進課
  - 期間  
令和6年9月5日から令和6年10月21日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 意見書の記載事項等  
意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

## 公 告

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和6年9月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-1)第11932号	(有)コウノ・エン지니어ズ	河野 平	宮崎県日向市大字日知屋字玉田 16548	一般	鋼構造物工事業、機械器具設置工事業	令和6年6月12日付けで廃業した旨の届け	令和6年6月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-1)第13337号	植田ボイラ水道設備	植田 智美	宮崎県日南市大字戸高 1216-5	一般	管工事業	令和6年6月12日付けで廃業した旨の届け	令和6年6月12日(全廃業)

宮崎県知事許可 (般-2)第 14052号	RM P A I N T	川野 修	宮崎県児湯 郡木城町大 字椎木4142 - 1	一般	塗装工事業	令和6年6月 26日付けで廃 業した旨の届 け	令和6年6月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-3)第 14173号	(同)七工務店	児玉 育芳	宮崎県宮崎 市大塚町権 現前 992- 2	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、鋼構造物工事 業、内装仕上工事業	令和6年6月 18日付けで廃 業した旨の届 け	令和6年6月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-2)第7166号	(有)重黒木左官	重黒木 良秋	宮崎県延岡 市緑ヶ丘5 -11-20	一般	建築工事業	令和6年6月 17日付けで廃 業した旨の届 け	令和6年6月17日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-4)第8735号	(有)日野建設	日野 澄子	宮崎県延岡 市川原崎町 121	特定	防水工事業	令和6年6月 7日付けで廃 業した旨の届 け	令和6年6月7日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-5)第 14562号	(株)フォーラス	三木 孝夫	宮崎県延岡 市別府町44 25-3	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事 業	令和6年6月 27日付けで廃 業した旨の届 け	令和6年6月27日 (一部廃業)

### 教育委員会告示

#### 宮崎県教育委員会告示第6号

宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第32条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定史跡の指定を解除する。

令和6年9月5日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

種別	名称	所在地	備考
県指定史跡	「広瀬村古墳」のうち 第25~33・ 36~38号	宮崎市佐土原町下 那珂字土器田 128 00-65・84・87~ 93	指定地の一部の 解除

### 内水面漁場管理委員会指示

#### 宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 169号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和6年9月5日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田代 一洋

(定義)

- この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、遡河魚類(あゆを含む。)の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚(以下「落簀」という。)とにより構成されるものをいう。  
(漁場及び統数制限)
- 内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業(以下「あゆやな漁業」という。)を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で 1 統とする。

延岡市大貫町 大貫地先

(行使内容の事前届出)

- 漁業権者は、操業開始日の 5 日前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)に届出なければならない。

(操業期間)

- あゆやな漁業の操業期間は、令和6年10月1日から令和6年12月1日までの間の延べ45日以内とする。

(採捕管理義務)

- 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を確認し、採捕があった場合は、採捕があった日の翌日までに採捕実績を委員会に報告しなければならない。なお、採捕がない場合であっても、少なくとも10日ごとに確認状況を報告しなければならない。また、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめ、委員会に報告しなければならない。

(増殖義務)

- 漁業権者は、別途指示する第 5 種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。

なお、放流サイズは、あゆ種苗 1 尾当たり 3 グラムから 10 グラムとする。

(実績報告等)

- 漁業権者は、令和7年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

(指示の有効期間)

- この指示の有効期間は、令和6年9月5日から令和7年6月30日までとする。